

○ 令和7年度 産地交付金活用方針 ～活用方針と県設定支援～

- 令和7年度から産地交付金の支援方針の見直し、県設定では非主食用米を中心に支援し、地域協議会の支援はそれ以外の作物を中心とすることを基本とする。
(地域の実情に応じて非主食用米への上乗せも可能)
- 県設定では、県内食品製造業者から安定供給が求められている加工用米、米粉用米、海外からのニーズが高い輸出用米の支援を強化する。

産地交付金の活用方針

県設定支援	転換作物の大部分を占める非主食用米への支援
地域協議会による支援	県設定で支援しない作物（麦、大豆、高収益作物等）への支援中心

県設定支援

令和6年度 県設定支援【所要額 6.2億円】	
①加工用米安定生産支援	6,000円/10a
②新市場開拓用米 低コスト生産支援	6,000円/10a
③高収益作物拡大支援	拡大分 25,000円/10a
④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a



令和7年度 県設定支援【所要額 10億円】	
①加工用米安定生産支援	10,000円/10a 単価UP (上限単価：14,000円/10a)
②新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a 単価UP (上限単価：14,000円/10a)
③米粉用米 生産性向上支援	10,000円/10a 新設 (上限単価：14,000円/10a)
④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a (上限単価：7,000円/10a)

※ 各支援に上限単価を設定し、不用額が生じた場合は、上限単価の範囲で単価を増額する。